

# 新庄徳洲会訪問看護ステーション

## 重要事項説明書兼契約書(医療保険)

〔令和8年6月1日現在〕

### 1. サービスの概要

「訪問看護」とは、居宅に伺い、心身の機能維持・回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うサービスです。

### 2. 事業者の概要

法人種別・名称	医療法人 徳洲会
代表者名	理事長 東上 震一
所在地	〒530-0041 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
連絡先	(電 話) 06-6346-2888 (FAX) 06-6346-2889

### 3. 当事業所の概要

法人種別・名称	医療法人 徳洲会 新庄徳洲会訪問看護ステーション
代表者名	管理者 渡部 悦子
所在地	〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字駒場4623
連絡先	(電 話) 0233-29-4607 (FAX) 0233-29-4607
医療指定番号	1190025
通常サービス実施地域	新庄市・最上町・舟形町・金山町・真室川町・鮭川村・戸沢村・大蔵村・尾花沢市・大石田町

### 4. 営業日と営業時間および24時間緊急時連絡先

月～金曜日	8:30～17:00
土曜日	8:30～12:30
日・祝日	休業
連絡先	(電 話) 0233-29-4607 ※当事業所は24時間対応体制を整えております 緊急の際は下記の番号へご連絡お願いいたします 【緊急時の連絡先】0233-28-1810

(注) 年末年始(12/31～1/3)は祝日扱いになります

### 5. 事業所(ステーション)の職員体制

従業員の職種		区分	備考
		常勤(人)	
管理者(看護師)		1名	
看護職員等	看護師	2.5名以上	うち1名は管理者を兼務する
	理学療法士	2名以上	
	作業療法士		

## 6. 利用料金

利用者負担額は、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合(1～3割)に応じた金額になります。また、公費制度・医療費助成制度等が適用されます。

### ○ 訪問看護基本療養費 (I)

	1日1回につき	料金	1割	2割	3割
看護師等	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
准看護師等	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
理学療法士等		5,550円	555円	1,110円	1,665円
緩和ケア・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する研修を受けた看護師(月1回を限度)		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

### ○ 訪問看護基本療養費 (II)

同一日に同一建物に居住する利用者に対して訪問した場合に算定します。

	同一日の人数	1日につき	料金	1割	2割	3割
看護師等	2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	3人以上 9人以下	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
准看護師等	2人	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	3人以上 9人以下	週3日目まで	2,530円	253円	506円	759円
		週4日目以降	3,030円	303円	606円	909円
理学療法士等	2人		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	3人以上9人以下		2,780円	278円	556円	834円
緩和ケア・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する研修を受けた看護師(月1回を限度)			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

### ○ 訪問看護基本療養費 (III)

入院中の患者(※1～3 および訪問看護が必要と判断された方)が在宅療養に備えて一時的に外泊する際、自宅で訪問看護を行った場合に入院中1回に限り算定します。(※1～3に該当する方は2回まで算定可)

	料金	1割	2割	3割
1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

### ○ 乳幼児加算(訪問看護基本療養費)

6歳未満の乳幼児に対して看護師等が指定訪問看護を行った場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
1日につき	1,400円	140円	280円	420円
1日につき(※1～3, ※4-2))	1,800円	180円	360円	540円

○ 訪問看護管理療養費

訪問看護の安全な提供体制が整えられている事業所で、利用者に対し基本療養費を算定しており、主治医に対して訪問看護計画書および報告書を提出し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っているため算定します。

	料金	1割	2割	3割
月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
2日目以降（1日につき）	3,010円	301円	602円	903円

○ 緊急訪問看護加算

主治医からの指示等を受けて計画外の訪問を行った場合に算定します。

緊急訪問看護加算 （1日1回まで）	料金	1割	2割	3割
月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円

○ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

勤務する職員の人材確保および賃金の改善を図るため、月1回算定します。

	料金	1割	2割	3割
令和8年6月～ 月1回	1,830円	183円	366円	549円
令和9年6月～ 月1回	2,880円	288円	576円	864円

○ 訪問看護医療DX情報活用加算

オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う体制を整えているため、月1回算定します。

	料金	1割	2割	3割
月1回	50円	5円	10円	15円

○ 訪問看護物価対応料（Ⅰ）

物価高騰に伴う医療材料や燃料費（ガソリン代）の増加に対応するため、1回毎算定します。

	料金	1割	2割	3割	
令和8年6月～	月の初日	60円	6円	12円	18円
	月2日目以降（1日につき）	20円	2円	4円	6円
令和9年6月～	月の初日	120円	12円	24円	36円
	月2日目以降（1日につき）	40円	4円	8円	12円

7. その他の加算

□ 24時間対応体制加算

24時間の連絡体制、夜間・休日も含め電話相談・必要に応じた緊急訪問を行う体制を整えているため、月1回算定します。

	料金	1割	2割	3割
月1回	6,520円	652円	1,304円	1,956円

□ 特別管理加算

特別な管理を必要とする方に対して計画的な管理を行う場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
特別管理加算（Ⅰ）※1（1日につき）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）※2（1日につき）	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護ターミナルケア療養費 (I)

在宅で亡くなられた利用者に対してターミナルケアを実施し、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を行った場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

退院支援指導加算

※1～2に対して退院当日に必要な指導を自宅で行った場合、翌日以降の初回訪問日に算定します。

	料金	1割	2割	3割
1回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
訪問時間が90分を超えた場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円

退院時共同指導加算

病院等に入院・入所されている方が退院・退所する際に、療養上必要な退院指導を共同で行った場合、初回訪問日に算定します。

	料金	1割	2割	3割
退院等につき1回 (※1～3は2回まで)	8,000円	800円	1,600円	2,400円

特別管理指導加算 (退院時共同指導加算に上乘せ)

※1～2を対象として、退院時に医療機関と連携し指導を行った場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
1回	2,000円	200円	400円	600円

難病等複数回訪問加算

※1～3、※4-4)を対象として、1日に2回以上の訪問看護を行った場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円

長時間訪問看護加算

※4を対象として、90分を越える訪問看護を実施した場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
1回につき	5,200円	520円	1,040円	1,560円

訪問看護情報提供療養費

市町村などの自治体や教育機関・医療機関等へ利用者の療養に必要な情報を提供した場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
月1回	1,500円	150円	300円	450円

複数名訪問看護加算

※1～2、※4-4)を対象とし、1人での対応が困難な方に対し、安全・確実にケアを行うため、看護師を含む2名以上のスタッフが同時に訪問した場合に週1回算定します。

	料金	1割	2割	3割
看護師等(准看護師を除く)の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
准看護師の場合	3,800円	380円	760円	1,140円

□ 在宅患者連携指導加算

看護師等が利用者の同意を得て訪問診療を実施している保険医療機関を含めて、歯科訪問診療や訪問薬剤管理指導を実施している保険医療機関・保険薬局と月2回以上文書等での情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
月1回	3,000円	300円	600円	900円

□ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

利用者の病状急変時などに、主治医等が利用者宅を訪問し、関係する医療従事者と共同でカンファレンスを行い、診療方針等について検討した上で患者に指導した場合に算定します。

	料金	1割	2割	3割
1回（月2回まで）	2,000円	200円	400円	600円

※1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方、または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある方

※2 1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理のいずれかを受けている状態にある方  
 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方  
 3) 真皮を越える褥瘡の状態にある方  
 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※3 厚生労働大臣が定める疾病等

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨多系統萎縮症
- ⑩パーキンソン病関連疾患 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病
- ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰頸髄損傷
- ⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑲後天性免疫不全症候群
- ⑳人工呼吸器を使用している状態

※4 1) ※2 に該当する方 1回/週  
 2) 15歳未満の超重症児・準超重症児 3回/週  
 3) 15歳未満の小児であり、※2 に該当する方 3回/週  
 4) 特別訪問看護指示期間の方 1回/週

その他料金（医療保険適用外）

交通費	片道	10Km未満：200円	10～20Km未満：300円
		20～30Km未満：400円	30Km以上：500円

営業日	90分を超える訪問看護	長時間訪問看護加算対象外の方	1,300円/30分
営業日外	60分を超える訪問看護	長時間訪問看護加算対象外の方	1,300円/30分

営業日外	休日・祝日 呼び出し	当該日は終日 3,000円/毎時 ※年末年始(12/31～1/3)
------	---------------	--------------------------------------

死後の処置料	20,000円+処置材料費(希望あれば浴衣1,600円追加)
--------	--------------------------------

開示にかかる 手数料	開示方法	利用料
	閲覧(立ち会い)	2,000円(1件あたり)
	閲覧(口頭による説明付き立ち会い)	3,000円(1件あたり)
	複写の提供	20円(1枚につき)
	電子媒体による記録の場合	20円(1枚につき)

#### 実費料金

営業時間外の 訪問看護加算	早朝(6:00～8:00)	2,100円/毎時
	夜間(18:00～22:00)	2,100円/毎時
	深夜(22:00～6:00)	4,200円/毎時
訪問超過費	2時間を超える訪問看護	1,500円/毎時
その他	衛生材料費	実費相当額

#### 8. キャンセル料

利用者の都合によりサービスをキャンセルされる場合は、利用日の前営業日17時までにご連絡ください。ご連絡をいただかない場合はキャンセル料をいただきます。

キャンセル料	基本料金の自己負担額分
--------	-------------

※利用者の容体の急変等や緊急かつ、やむを得ない事情がある場合については、キャンセル料は不要となります。

#### 9. 利用料のお支払い方法

毎月、15日頃までに前月分の請求書を郵送し、26日に利用者の口座より引き落としとなります。口座振替確認後、領収書を発行いたします。現金でのお支払いをご希望の際は、病院の医事課窓口でのお支払いとなります。お支払い後、領収書を発行いたします。

#### 10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 11. 事故発生時の対応

安全管理のための体制を整え、必要に応じて研修を実施します。サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関は搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの県、市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は日本興損保㈱と損害賠償保険契約を結んでおります。)

#### 12. 身体拘束の廃止

事業所は、当該利用者および他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急にやむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに緊急をやむを得ない理由を記録します。

### 13. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記のとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知・徹底を図ります。
- ② 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ③ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ④ 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑤ ①～④を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者：新庄徳洲会訪問看護ステーション管理者 渡部 悦子

### 14. 災害対策

サービス提供中に、天災その他の災害が発生した場合、当該事業所は利用者の避難等、適切な措置を講じます。また、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時の避難等の対策に努めます。

非常災害・感染症発生時に適切に対応し、継続した事業が行えるよう、非常災害・感染症に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害・感染症発生に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を実施するものとします。

防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

火元取り扱い責任者：新庄徳洲会訪問看護ステーション管理者 渡部 悦子

### 15. 衛生管理・感染症対策

当事業所は感染症の発生および蔓延を防ぐために、下記のとおり必要な措置を講じます。

- ① 職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
  - ② 職員に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施します。
  - ③ 設備および備品等に関して衛生的な管理を行います。
- ※衛生管理・感染症対策として、サービス提供中に生じた廃棄物に関しては提供先にて処分をお願いいたします。

### 16. 業務継続計画の策定

感染症にかかる業務継続計画および災害にかかる業務継続計画を策定します。

- ① 感染症および災害にかかる研修を定期的実施します。
- ② 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

### 17. 個人情報の保護

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

#### 18. 秘密の保持

当事業所およびその職員は、業務上知り得た利用者（利用者であったものも含む）またはご家族の秘密を保持します。

当事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約とします。

#### 19. 損害賠償

事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

#### 20. 当訪問看護に関する相談および苦情窓口

##### (1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者	管理者 渡部 悦子
連絡先	(電 話/FAX) 0233-29-4607
受付時間	8:30~17:00 (営業日)

##### (2) 市区町村の苦情窓口

市町村名	*最寄りの市町村へお問い合わせ下さい。
備考	管轄所在地 新庄市 成人福祉課 高齢障害支援室 (電 話) 0233-22-2111

##### (3) 国民健康保険団体連合会への相談・苦情受付窓口

国保連合会	山形県国民健康保険団体連合会
連絡先	(電 話) 0237-87-8000

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本書2部を作成し、利用者および事業所が署名押印の上、各自その1部を保有するものとします。

令和 年 月 日

当事業所は、訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

事業 者	法人種別・名称	医療法人 徳洲会
	所在地	〒530-0041 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
	連絡先	(電話) 06-6346-2888 (FAX) 06-6346-2889
	代表者名	理事長 東上 震一 ⑩

事業 所	法人種別・名称	医療法人 徳洲会 新庄徳洲会訪問看護ステーション
	所在地	〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字駒場4623
	連絡先	(電話) 0233-29-4607 (FAX) 0233-29-4607
	代表者名	管理者 渡部 悦子 ⑩
	医療指定番号	1190025
	説明者	

以上のとおり、本事業所から重要事項の説明を受け同意し、契約書に基づき訪問看護を受ける事に同意します。

利用者	住所	〒 —
	電話番号	( )
	氏名	⑩
代理人	住所	〒 —
	電話番号	( )
	氏名	⑩ (続柄 )